○海上保安庁告示第百二十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度五五分、北緯三九度、東経一四二度、東経一五三度の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年十一月十九日から平成二十六年十二月十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十六号（平成二十六年十一月二十一日発行）、二管区水路通報第四十三号（平成二十六年十月三十一日発行）、三管区水路通報第四十三号（平成二十六年十一月七日発行）

○海上保安庁告示第百二十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	備讃瀬戸北航路A灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約五〇メートル
北緯	三四―二〇―五九
東経	一三三―四三―〇二
廃止年月日	平成二十六年九月十七日
名称	備讃瀬戸北航路B灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八七〇メートル
北緯	三四―二一―〇二
東経	一三三―四三―一一
廃止年月日	平成二十六年九月十八日
名称	備讃瀬戸北航路C灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇五
東経	一三三―四三―二一
廃止年月日	平成二十六年九月十八日
名称	備讃瀬戸北航路D灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇〇
東経	一三三―四三―二三
廃止年月日	平成二十六年九月十八日
名称	備讃瀬戸北航路E灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・〇キロメートル
北緯	三四―二〇―五三
東経	一三三―四三―二六
廃止年月日	平成二十六年九月十八日
名称	備讃瀬戸北航路F灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約七九〇メートル
北緯	三四―二〇―五〇
東経	一三三―四三―一七
廃止年月日	平成二十六年九月十七日
名称	備讃瀬戸北航路G灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約五四〇メートル
北緯	三四―二〇―四八
東経	一三三―四三―〇七
廃止年月日	平成二十六年九月十七日
名称	備讃瀬戸北航路H灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約五八〇メートル
北緯	三四―二〇―五五
東経	一三三―四三―〇四
廃止年月日	平成二十六年九月十七日

○海上保安庁告示第百三十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	琴浦港下村東防波堤灯台
位置	
所在地	岡山県琴浦港（下村東防波堤外端）
北緯	三四―二八―一三
東経	一三三―五〇―〇九
変更した事項	
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十六年九月十七日
名称	鍋埼灯台
位置	
所在地	宮崎県東臼杵郡門川町（鍋埼）
北緯	三二―二八―一一
東経	一三一―四一―四四
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで三九メートル
変更年月日	平成二十六年九月十八日
名称	忍路港指向灯
位置	
所在地	北海道小樽市（兜岬の南東方約八一〇メートル）
北緯	四三―一二―三四
東経	一四〇―五一―三七
変更した事項	
灯質	不動白光（可航水路表示） 不動緑光（左舷側表示） 不動赤光（右舷側表示）
光度	白光一、六七〇カンデラ　緑光五〇〇カンデラ　赤光六三〇カンデラ
光達距離	白光九・〇海里　緑光八・〇海里　赤光八・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで三・六メートル　平均水面上から灯火まで五・四メートル
記事	一　白光は一二九・四度を中心として幅約一・五度で可航水路を示す。緑光（幅約二・〇度）及び赤光（幅約二・〇度）はそれぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す。 二　指向灯の位置を示すため、標示灯（単閃白光　毎四秒に一閃光　平均水面上から灯火までの高さ四・六メートル）を点ずる。 三　北海道管理
変更年月日	平成二十六年九月二十二日
名称	苫前港北防波堤灯台
位置	
所在地	北海道苫前港（北防波堤外端）
北緯	四四―一九―一〇
東経	一四一―三九―一四
変更した事項	
位置	北海道苫前港（北防波堤外端）
所在地	四四―一九―一二
北緯	一四一―三九―一四
東経	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
高さ	平成二十六年九月二十三日
変更年月日	姫津港灯台
名称	
位置	
所在地	新潟県佐渡市（平島）
北緯	三八―〇四―五〇
東経	一三八―一四―二一
変更した事項	
名称	姫津港南防波堤灯台
位置	
所在地	新潟県佐渡市（姫津港南防波堤外端）
北緯	三八―〇四―四八
東経	一三八―一四―二〇
高さ	地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日	平成二十六年九月二十四日